

令和元年 12 月 5 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
(改定日：平成 19 年 12 月 17 日)

## 令和 2 年度ガラスびんの再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

### I. 再商品化事業者の選定方法

#### 1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設 1 分別基準適合物について 1 再商品化事業者落札とする。

#### 2. 再商品化事業者の落札可能量

再生処理施設の稼働能力、再商品化製品利用事業者の引き取り同意書の数量、協会査定の販売能力等により、再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、令和元年 12 月 20 日（金）に当該再生処理事業者に通知する。

#### 3. 落札事業者の決定

保管施設別の分別基準適合物ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

#### 4. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

- ① 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。
- ② 再商品化製品の販売価格が最も高いこと。

#### 5. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

- ① 入札事業者が単数の保管施設
- ② 落札価格の安い保管施設
- ③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設  
(ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)

#### 6. 第 5 項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い

当初の一番札を除外したうえで、第 4 項および第 5 項を適用する。この場合、第 5 項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。

7. 入札事業者がなかった保管施設または上記手順で落札事業者が決定しなかった保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する（ただし、入札対象量等により上記手順が不相当と判断される場合には、この限りではない）。
8. 社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて第7項記載の手順を適用して当該保管施設の落札事業者を決定する。

## II. 選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします（再生処理事業者宛）。

なお、保管施設ごとの落札状況については、令和2年4月に当協会のホームページにて公表します。

以上